

社会福祉法人コスモ福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人コスモ福祉会（以下「法人」という。）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員等報酬は、支給しないものとする。

2 報酬とは職務遂行の対価として受ける金銭の給付をいい、次号に規定する費用弁償とは明確に区別されるものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務を行う場合は、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 交通費については、旅費規程に基づきその相当額を支払うことができる。

(1) 評議員への費用弁償

	日額
評議員会への出席	3,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000円

(2) 理事への費用弁償

	日額
理事会への出席	3,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000円

(3) 監事への費用弁償

	日額
理事会への出席	3,000円
監事監査等への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000円

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

第2条2項は平成31年1月1日から施行する。